

西粟倉村農業委員会議事録

1. 開催日時 令和 6年 11月27日(水) 午後6:25～ 6:40

2. 開催場所 あわくら会館 東3・東4

3. 出席者

農業委員	事務局
○ 青木英隆	事務局長 萩原 勇一 欠
○ 萩原眞壽雄	事務員 藤川 達也
○ 上山光重	事務員 谷口 亮太郎
○ 清水貴志	
○ 神原秀吾	
○ 政久剛志	
○ 井上 誠	
○ 春名光博	
○ 新田 茂	
○ 春名昌美	
○ 田中裕之	
○ 小椋義宣	

4. 議事日程

- ・ 議事録署名委員の選出
- ・ 議案第1号 基盤強化法第19条
- ・ 議案第2号 農地法第3条
- ・ 議案第3号 農業振興地域整備計画変更に関する意見照会
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3
- ・ 報告第2号 農地法第18条

5. 議決事項

- ・ 議案第1号 許可 ・ 不許可
- ・ 議案第2号 許可 ・ 不許可
- ・ 議案第3号 許可 ・ 不許可

6. 内容

事務局長 (代理：藤川)	それでは、お時間となりましたので、11月の農業委員会を始めさせて頂きたいと思 います。 なお、事務局長の萩原の方は、公用で出張の為本日は欠席です。ご了承ください。 それでは、会長よろしく申し上げます。
-----------------	---

<p>会長</p>	<p>それでは、議題にそって審議していきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p> <p>まず、今回の議事録署名委員の指名をします。今回は、議席番号3番の政久委員と4番の萩原委員にお願ひします。</p> <p>それでは、事務局から説明をよろしくお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>失礼します。</p> <p>それでは、早速ですが資料2ページ目をお願ひします。</p>
<p>事務局</p>	<p>■議案第1号 P2 基盤強化法第19条（農業経営基盤強化促進法）に係る利用権の設定についてです。 今回、新規設定3件、再設定1件の申請がありました。</p> <p>■申請番号36番（使用貸借権）4筆 新規設定 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号37番（使用貸借権）2筆 新規設定 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 岡山県●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号45番（貸借権）3筆 新規設定 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>■申請番号46番（使用貸借権）4件 再設定 利用権の設定をうける者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>利用権の設定をする者 大阪府●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>詳細は4～12ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>第1号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>（意見聴取） 異議なし。</p>	
<p>会長</p>	<p>他に無いようでしたら、第1号議案についてはご承認いただきました。</p>

	次に、第2号議案について説明をお願いします
事務局	<p>■議案第2号 P13</p> <p>農地法第3条の案件です。</p> <p>■申請番号48番（所有権移転） 6筆</p> <p>譲渡人→西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>譲受人→西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>本件は増反による所有権移転の案件になります。</p> <p>詳細は14～23ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	第2号議案について、何かありますでしょうか。
	<p>(意見聴取)</p> <p>異議なし。</p>
会長	<p>他に無いようでしたら、第2号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、第3号議案について説明をお願いします</p>
事務局	<p>議案第3号 P24</p> <p>農業振興地域の整備に関する法律第13条に係る農業振興地域整備計画変更に関する意見照会についてです。</p> <p>■番号1</p> <p>転用事業者 大阪府●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>土地所有者 西栗倉●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>〃 ●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>本件について、転用事業者は夏季における児童向け自然体験プログラムを提供するキャンプ場を運営しています。しかし、現在はバスでの送迎の際にキャンプ場までの道が狭く切り返しができないので集落入口で乗降しています。今後の事業拡大に伴いバス転回場と広場にするために必要な用地であり、農振除外案件です。</p> <p>農地法施行規則第35条第5項既存の施設の拡張、拡張にかかる部分の敷地面積が既存の施設の敷地2分の1を超えないものに限る に該当するため、転用の確実性</p>

	<p>があると判断できます。</p> <p>■番号2</p> <p>転用事業者 西栗倉村●●● 番地 株式会社 ●●●</p> <p>土地所有者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>本件について、転用事業者は現在工場を経営しており、今後の事業拡大のために工場の新設を検討しています。工場の新設と新たに露天駐車場を設置するために必要な用地であり、農振除外案件です。</p> <p>農地法施行規則第33条第2項（農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設）に該当するため、工場建設後は新たに農業従事者を雇用し、村の農業振興を図る旨を村と株式会社●●●で覚書として締結します。以上で説明を終わります。</p> <p>詳細は25～32ページに添付をしておりますのでご確認ください。</p>
<p>会長</p>	<p>第3号議案について、何かありますでしょうか。</p>
<p>(意見聴取)</p> <p>異議なし。</p>	
<p>会長</p>	<p>他に無いようでしたら、第3号議案についてはご承認いただきました。</p> <p>次に、報告事項第1号について、事務局から説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>今回5件の届出がありました。</p> <p>■報告番号38番</p> <p>届出者 美作市●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p> <p>■報告番号39番</p> <p>届出者 西栗倉村●●● 番地 ●●● 氏</p> <p>本件は故●●●氏の死亡による相続の届出です。</p>

■報告番号 40 番

届出者 岡山県●●● 番地 ●●● 氏

本件は、故●●●氏の死亡による相続の届出です。

■報告番号 41 番

届出者 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏

本件は、故●●●氏の死亡による相続の届出です。

■報告番号 42 番

(読み上げ前に総会資料記載の報告番号訂正の案内・・・)

届出者 岡山県●●● 番地 ●●● 氏

本件は、故●●●氏死亡による相続の届出です。

■報告番号 43 番

届出者 西粟倉村●●● 番地 ●●● 氏

本件については、7 月農業委員会総会にて、3 条申請による所有権移転を行った案件で、登記が完了した旨の届出になります。これは任意の届出になります。

■報告番号 44 番

届出者 岡山県●●● 番地 ●●● 氏

本件についても、7 月農業委員会総会にて、3 条申請による所有権移転を行った案件で、登記が完了した旨の届出になります。これは任意の届出になります。

詳細は 35～76 ページに添付をしておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。

会長	報告事項第1号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	他に無いようでしたら、次に報告第2号について説明をお願いします。
事務局	<p>■報告事項第2号 P77</p> <p>農地法第18条第6項の規定による賃借の合意解約の届け出です。</p> <p>■報告番号 49番 2筆</p> <p>貸付人 ●●● 氏</p> <p>借受人 ●●● 氏</p> <p>本件の当該地は、第3号議案にて説明させていただきました、株式会社●●●が取得予定のほ場になっております。農振除外案件のため合意解約となっております。</p> <p>詳細は78～79ページに添付しておりますのでご確認ください。以上で説明を終わります。</p>
会長	報告事項第2号について、何かありますでしょうか。
(意見聴取) 異議なし。	
会長	その他、事務局からありますでしょうか。
事務局	<p>① 農業委員会手帳配布</p> <p>令和7年度分の農業委員会手帳が届きましたのでお手元に配布しております。</p> <p>② 農業委員会研修の連絡</p> <p>来月19日開催の農業委員研修につきまして、当日の流れをまとめたものを出席予定の方に近日中に送付しますのでお手数ですが確認をお願いします。</p> <p>基本的に行程は去年と同じになっておりますがもしご不明な点等ありましたらご連絡をお願いします。</p>
会長	<p>以上よろしいでしょうか。</p> <p>無いようでしたら以上で、議事を終了します。事務局にお返しします。</p>

事務局長	お疲れさまでした。 それでは、閉会の辞を会長代理お願いします。
会長代理	～閉会～

年 月 日

議事録署名委員 _____

議事録署名委員 _____